

伊丹市公共施設景観指針 概要版

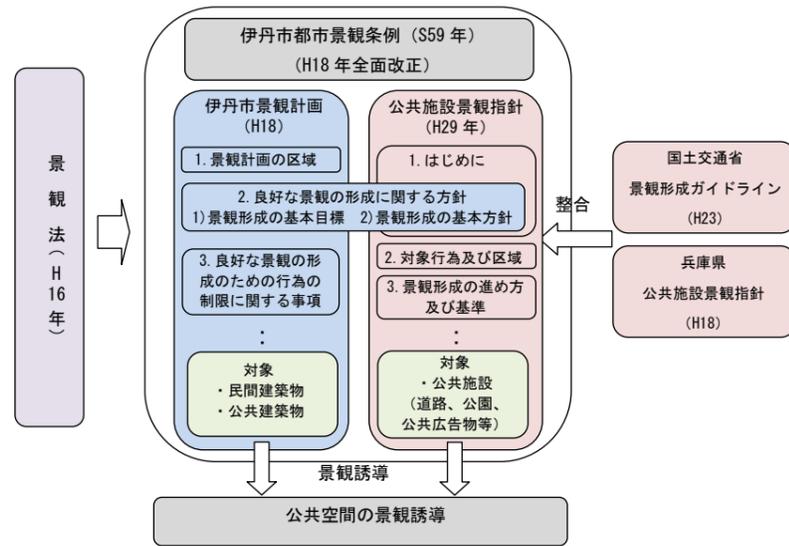
第1章 はじめに

1. 目的

- 公共施設における景観形成の**基本的な考え方を示す。**
- 公共施設の整備に関する事業について、**景観の観点も検討すべき事項として位置づける。**
- 長期間にわたって存在し続けまた不特定多数の人の目に触れることが多い公共施設について、**良好な景観形成を図ることにより本市の魅力向上を図る。**

2. 位置づけ

平成27年に伊丹市都市景観条例を改正し、公共施設景観指針を条例中に位置づけました。本指針は、景観計画と一体になって公共空間の景観誘導をするものであり、「景観形成の基本目標及び基本方針」は景観計画と共通しています。



3. 本指針における用語の定義

- 公共施設**：景観法第7条第4項に掲げる公共施設（道路、公園、河川、広場等）及び公共広告物（市役所などの公共建築物は含まれない）
- 公共広告物**：国、地方公共団体が公共的目的をもって表示し、また設置する広告物
- 中心市街地**：伊丹市中心市街地活性化基本計画に掲げる中心市街地の区域

第2章 対象行為及び区域

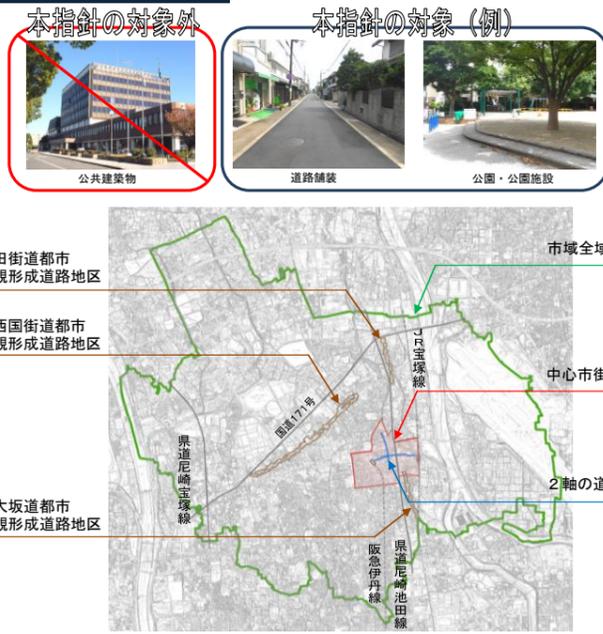
1. 対象行為

公共施設を新設、増設、補修等を行うとする時、指針の対象となります。

2. 対象区域

市域全域を対象区域とし、にぎわいの創出と活性化を重点的に実施している中心市街地において、その地域特性に応じた基準を別途設けます。

また、景観重点区域を含む2軸の道路について、景観計画と整合した、更に厳しい基準を設けます。

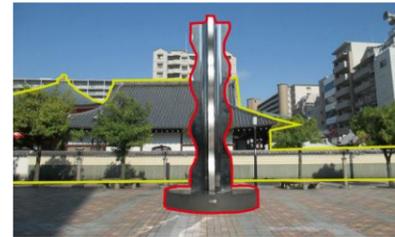


第3章-1 景観形成の進め方及び基準 (裏面につづく)

1. 公共施設における景観形成の進め方

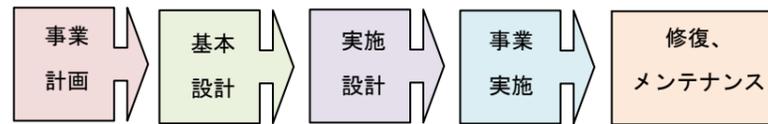
人は特定のイメージを認識するとき、「図」と「背景」にわけて認識します。主役となる「図」を際立たせることにより、イメージはより明快になり認識されやすいものとなります。

見せたいものを目立たせ、それ以外のものは存在感を消すことにより、良好な景観が形成されます。公共施設は、時には先導的に景観を作る「図」となりますが、大半は「背景」となるものであり、「背景」となる公共施設を周囲の環境に溶け込み存在感を抑えることが、景観的に好ましいと考えます。



赤線が公共施設（モニュメント）といった「図」、黄色線が伝統的な建築物といった「図」、それ以外の舗装等の公共施設が「背景」となる。

公共施設の整備にあたっては、長期的に事業を見通した上で、安全性、耐久性などとともに景観を事業計画段階で意識することが必要です。具体的に内容が決まらない事業計画段階や、経年劣化等により修復・メンテナンスを行う時にも、景観について検討することが重要です。



※それぞれの段階で景観を意識する(後述のチェックシートを活用)

2. 景観形成基準

景観形成の3つの観点

1. 地域特性を理解する

公共施設が位置する場所の歴史、風土、環境など、そこに住む人々の営みを知ることで、その地域が求める景観を検討できます。



地域住民に親しまれている瑞ヶ池公園の桜

2. 周辺デザインを理解する

背景となる公共施設を周辺施設のデザインと連続させることにより、全体として調和のとれた景観の形成が実現します。



旧街道のまちなみに合わせて松など歴史を感じる樹木が植樹されている

3. 眺望景観を理解する

眺望景観の妨げとならないように公共施設の位置、色彩等を検討し、また積極的に眺望景観を見る場所に配慮することにより、良好な景観が形成されます。



眺望景観と眺望景観を見る場所を配慮した公園計画となっている

※裏面につづく(空間別景観形成基準)

第4章 公共施設景観指針の活用方法

1. 占用物件について

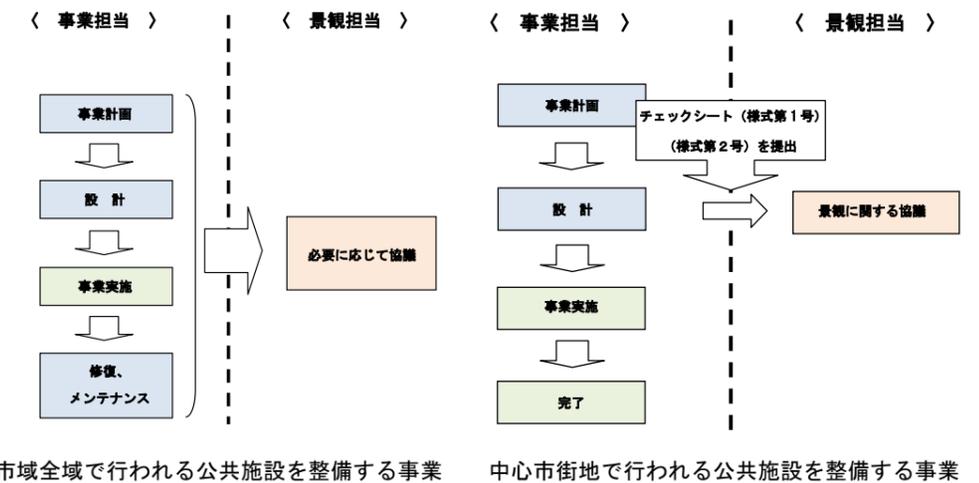
占用許可を行う際は、本指針に適合するよう条件を付するなど、占有者に対して指導します。

2. 市域全域で行われる公共施設を整備する事業

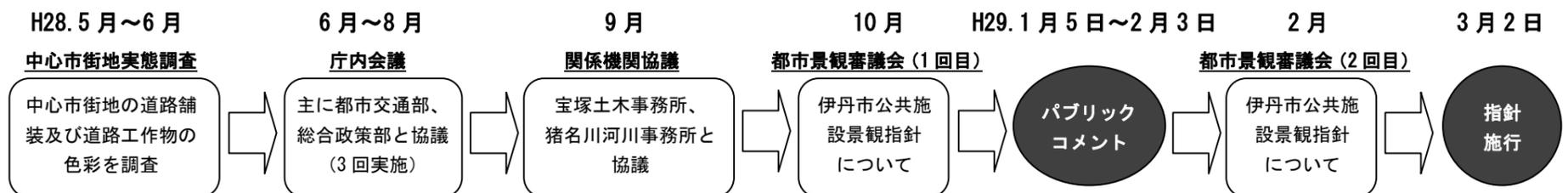
事業実施担当課が事業計画段階における景観形成チェックシート(様式第1号)及び設計段階における景観形成チェックシート(様式第2号)を活用し、必要に応じて景観担当との協議をします。

3. 中心市街地で行われる公共施設を整備する事業

事業実施担当課が事業計画段階における景観形成チェックシート(様式第1号)及び設計段階における景観形成チェックシート(様式第2号)を活用し、フローチャートのとおり景観担当と協議します。



公共施設景観指針策定スケジュール



第3章-2 景観形成の進め方及び基準（空間別景観形成基準）

【道路空間】（市域全域）



個別基準（抜粋）

道路舗装

- 歩道と車道に使用する色彩は、コントラストを抑える。

街路樹

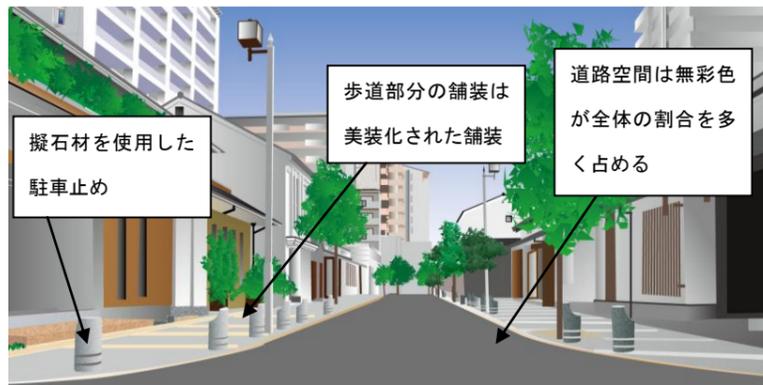
- 剪定の際は、周辺環境や樹木の特性を配慮し、適切な樹形となるように配慮する。

道路工作物

- 近接する道路工作物や周辺施設の色彩や意匠を参考にし、まちなみの連続性に配慮する。

※マンセル値による色彩基準はなし

【道路空間】（中心市街地）



個別基準（抜粋）

道路舗装

- 既に美装化されている舗装を変更するときは、美装化された舗装とする。
- 歩道の舗装は、美装化された舗装とする。

道路工作物

- 防護柵に使用する色彩は低明度のものとする。
- 駐車止めは自然材料や擬石材等を使用する。

公共広告物

- 構造体の意匠は、周辺の公共広告物と同等の意匠となるように努める。
- 切文字のデザインとするように努める。

マンセル値による色彩基準（抜粋）

道路舗装の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
上記以外のもの	4以上5.5以下	1以下

※45 ページ参照

道路工作物（1.5m未満）の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—
7.5R~2.5Y	3以上5.5以下	2以下

※47 ページ参照

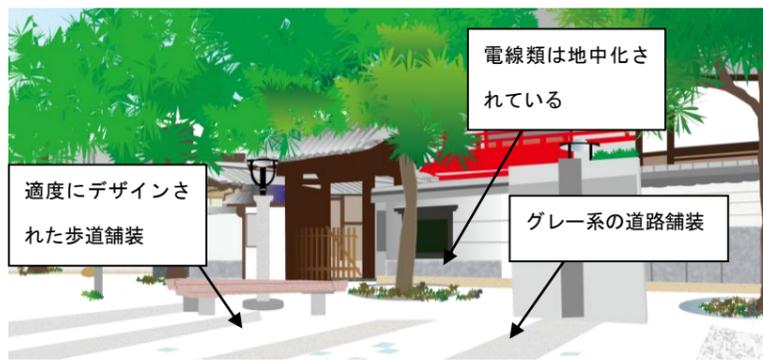
道路工作物（1.5m以上）の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—

※48 ページ参照

※は指針に記載しているマンセル値の色彩イメージのページ番号

【道路空間】（2軸の道路）



個別基準（抜粋）

道路舗装

- 城下町を感じさせるように、石畳をイメージしたグレー系の舗装で統一する。
- 色彩を使い分ける場合は、濃淡の差は明度1以下とする。
- 電線類の地中化に努める。
- 歩道舗装のデザインは、適度な分節や一部デザインを入れることにより、単調なデザインとなることを避ける。

道路工作物

- フラワーポットについては、酒樽をイメージしたものなど地域性に配慮したものを使用する。

マンセル値による色彩基準（抜粋）

道路舗装（車道）の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上6.5以下	—
上記以外のもの	6以上6.5以下	1以下

※46 ページ参照

道路舗装（歩道）の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
上記以外のもの	4以上5.5以下	1以下

※46 ページ参照

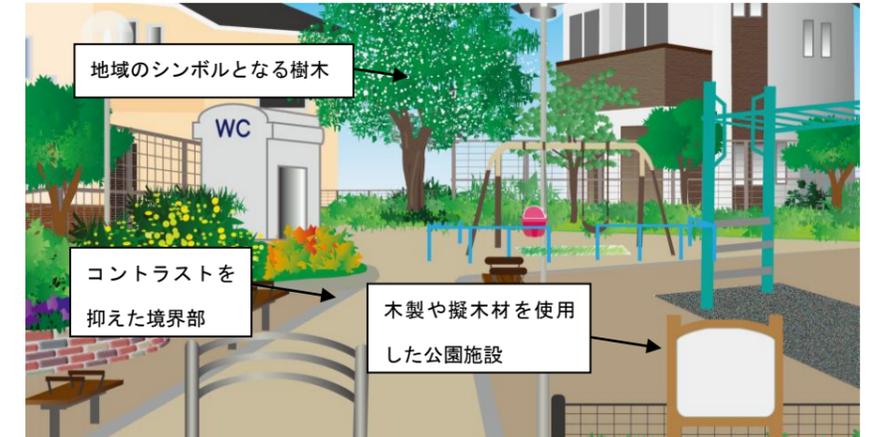
道路工作物（1.5m以上）の色彩基準（基調色）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上8.5以下	—

※49 ページ参照

※は指針に記載しているマンセル値の色彩イメージのページ番号

【公園・緑地空間】



個別基準（抜粋）

舗装

- 境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。

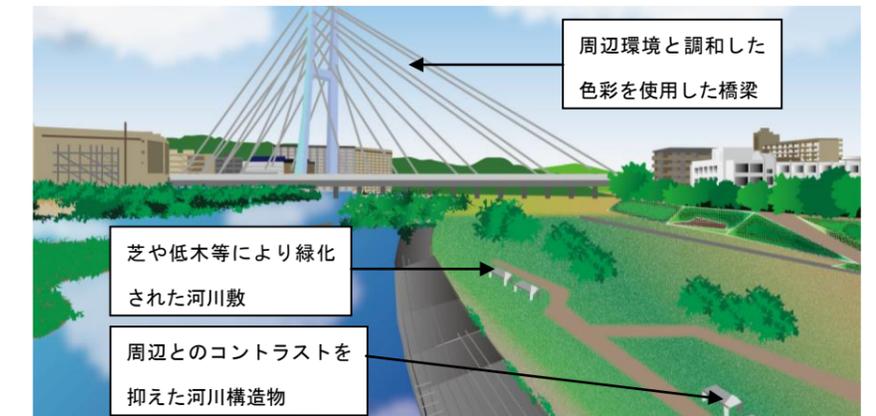
樹木等

- 地域のシンボルとなるような樹木（さくら類、ヤマボウシなど）を植栽する。
- 花がなるものなど、季節を感じるものを植樹する。

公園施設

- 擬木材等の材料を使用し、周辺の植栽と一体感を保つように工夫する。
- ベンチ、柵などの工作物は、舗装と色調を合わせるなど、一体感を保つように工夫する。

【河川空間】



個別基準（抜粋）

舗装

- 境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。

河川敷

- 治水等河川管理上支障のない範囲で、芝等の地被類を積極的に植樹する。

河川構造物

- 周辺とのコントラストを抑え、統一感のある景観形成に努める。

橋梁

- 周辺の景観と調和した色彩、材料を用いる。

色彩の規定に関する適用除外項目

- 法令等により色彩が決まっているもの
- 着色していない木材
- 彫刻やモニュメントなど、シンボル性の高いもの
- 周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるもの（マンセル値により規定するものに限る）